

令和 2 年

寒河江市農業委員会第 5 回総会会議録

寒 河 江 市 農 業 委 員 会

寒河江市農業委員会
第5回総会

日 時 令和2年5月25日(月) 午前9時00分
会 場 寒河江市文化センター2階 中央公民館ホール

出席委員

1番 相原 稔	2番 猪倉 通文	3番 菊地 ひとみ
4番 土屋 喜久夫	5番 加藤 友康	6番 影沢 政俊
7番 土田 彦雄	8番 大泉 邦彦	9番 佐藤 義広
10番 奥山 浩二	11番 菊地 弘美	12番 渡辺 裕之
13番 眞木 早百合	14番 新宮 しのぶ	15番 鈴木 久一
16番 石山 邦一	17番 菅井 孝一	18番 木村 三紀

事務局

事務局 長 門口 隆太	事務局 長 補 佐 (兼) 農地 係 長 芳賀 豊彦
総務 主 査 高子 英晴	総務 係 長 菊地 亮
農地 係 主 事 安達 寛人	農地 係 主 事 稲垣 奨

報告事項

- (1) 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について
- (2) 工事進捗状況報告書について
- (3) 時効取得について

議事

- (1) 議第19号 農地法第3条の規定による許可処分について
- (2) 議第20号 農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (3) 議第21号 農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について
- (4) 議第22号 非農地証明願の審議について

開会 午前 8時57分

木村議長 ただいまより、寒河江市農業委員会第5回総会を開催します。

木村議長 初めに、総会の成立についてですが、本日の出席者は総委員数18名中、出席委員18名で、在任委員の全委員が出席しておりますので、総会は成立いたします。

木村議長 次に、「議事録署名委員の選任」ですが、恒例によりまして議長に一任いただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

木村議長 それでは、1番・相原委員、7番・土田委員にお願いします。

木村議長 次に、「書記任命」ですが、高子主査にお願いします。

木村議長 次に、「報告事項」ですが、事務局から報告をお願いします。

事務局(稲垣主事) はい、議長。

それでは、報告事項、事務局のほうから報告させていただきます。

(報告事項朗読)

木村議長 ご苦労さまでした。

ただいまの報告について質問はございませんか。

(発言なし)

木村議長 ないようですので、事務局からほかにありますか。

事務局（稲垣主事） ありません。

木村議長 それでは、早速議事に入ります。

議第19号から議第22号までの議案について一括上程します。

(1) 議第19号「農地法第3条の規定による許可処分について」

(2) 議第20号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」

(3) 議第21号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」

(4) 議第22号「非農地証明願の審議について」

以上、議第19から議第22号まで一括上程します。

次に、議事参与の制限ですが、議第20号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、12番、渡辺委員が関係委員となっております。

ここで、先日開催されました事前審査会の報告を求めます。菅井会長職務代理者、報告をお願いします。菅井会長職務代理者。

菅井会長職務代理者 はい、議長。17番、菅井です。

第5回総会議案の事前審査会の報告を行います。

このたびの事前審査会は、前回と同様に新型コロナウイルス対策としまして、各地区担当委員の意見書及び各地区担当委員並びに農地利用最適化推進委員の調査結果に基づく一般

基準調査書を併せての書面審査で行い、農地法第3条の許可申請案件2件、農地法第4条の許可申請案件1件、農地法第5条の許可申請案件3件、非農地証明願案件1件の合計7件を対象に意見を提出していただき、事務局での取りまとめを行いました。

初めに、議第19号「農地法第3条の規定による許可処分について」、順位25番、賃借権設定、順位26番、所有権移転の案件です。

順位25番の場所は、西根地区、西根北町の樹園地1筆です。借入人の経営規模拡大のためのものであり、地区担当委員及び農地利用最適化推進委員の調査結果に基づく一般基準調査書におきましては、特に問題は指摘されていません。

順位26番の場所は、西根地区、日田の畑1筆です。順位25番と同じく譲受人の経営規模拡大のためのものであり、地区担当委員及び農地利用最適化推進委員による調査結果に基づく一般基準調査書におきましては、特に問題は指摘されていません。

次の議第20号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、順位1番、南部地区、高屋北江の農業用倉庫・作業場建築用敷地への転用案件です。申請地は高速道路の出入口に近く、北と東西を雑種地として宅地で囲まれており、農用地区域外の市街地に存在する農地であるため、計画どおりであれば特に問題ないと判断しました。

次の議第21号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、順位17番、寒河江地区、新山町の分譲宅地への転用案件です。申請地は都市計画区域内の用途地域内の農地であり、計画どおりであれば特に問題ないと判断しました。

順位18番、柴橋地区、金谷の個人住宅建築用敷地への転用案件です。申請地は農用地区域外の街区にある農地であり、

計画どおりであれば特に問題ないと判断しました。

順位19番、寒河江地区、赤田の事務所、工場建築用及びコンテナ・トレーラーハウス置場用敷地への転用案件です。申請地は農用地区域外の宅地が込んだ市街地に存在する農地であり、計画どおりであれば特に問題ないと判断しました。

次に、議第22号「非農地証明願の審議について」、順位5番、白岩地区の案件です。本件は、白岩湯沢及び留場峯ヶ脇にある2筆の土地であります。現地は、近隣住民によると、申請人の事情により平成元年頃から原野化が進み、農地としての復旧が困難な土地になっているとのことであります。このたび願い出がありました2筆のうち、白岩湯沢の土地については非農地と判断できる場所でありましたが、留場峯ヶ脇の土地については、現地を確認した地区担当委員から、周辺の農地において営農が行われており、その影響が及ぶことを考えた場合、非農地と判断できないとの意見が出されております。

なお、申請された案件については、先ほどの留場峯ヶ脇にある土地の非農地証明願を除き、意見書では全て異議なしとされたところです。

以上であります。各地区における十分な審査をお願いしまして、事前審査会の報告とさせていただきます。

以上です。

木村議長

ご苦労様でした。

それでは、ただいまから地区審査に入ります。審査時間につきましては30分程度としまして、9時45分までとします。

それでは、地区審査の間、暫時休憩とします。

休憩 午前

9時07分

再開 午前

9時37分

木村議長

それでは、休憩を閉じまして議事を再開します。

初めに、議第19号「農地法第3条の規定による許可処分について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、西根地区、加藤委員、お願いします。加藤委員。

加藤委員

はい、議長。5番、加藤です。

(議案書順位25番朗読)

順位25番につきまして、5月14日に鈴木委員、國井推進委員とで現地を確認してまいりました。申請地は消防署の向かいの山新支局の東側に位置しておりまして、これまで西根地区でも管理が行き届いていないのではないかというような指摘のあった農地であります。借人の計画によれば、傷んだサクランボの木を伐根して新たに苗木を植栽する、そしてまたブドウ、キウイフルーツなどの作付も行うということですので、農地のほうもきれいにされているので、問題ないというふうに判断してまいりました。地区審査でも異議ありませんでした。

(議案書順位26番朗読)

順位26番につきましても、5月14日に鈴木委員、國井推進委員とで現地を確認してまいりました。申請地は向地区の最上川の堤防沿いに面しておりまして、先ほど18条の報告にもありましたとおり、賃貸借を解約して、所有者の意向

である所有権移転になっております。これまでどおりサクランボの農地として利用するわけですので、これまた問題ないと判断してまいりました。地区審査でも異議ありませんでした。

以上であります。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局（局長補佐（兼）農地係長） はい、議長。

順位25番、26番ともに、農地法第3条調査書に基づく調査の結果、農地法第3条第2項各項には該当しないことが確認されましたので、許可要件の全てを満たすと考えております。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

（発言なし）

木村議長

ないようですので、採決します。

議第19号「農地法第3条の規定による許可処分について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（全員挙手）

木村議長 全員賛成ですので、議第19号は原案のとおり決定いたしました。

木村議長 次に、議第20号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、12番、渡辺裕之委員が関係委員となっておりますので、関係委員は退席をお願いします。

(渡辺裕之委員、退席)

木村議長 それでは、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、佐藤委員、お願いします。佐藤委員。

佐藤委員 はい、議長。9番、佐藤です。

(議案書順位1番朗読)

この件につきまして、5月14日、土屋委員、今井推進委員、小野推進委と現地を確認してまいりました。場所は、渡辺裕之委員の自宅の裏側にありまして、片方を■■■■の駐車場、またもう一方を向かいの民家に囲まれている農地であります。申請地の状態は何ら問題ないと見てまいりました。また、地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長 ありがとうございます。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

順位1番は、農業用倉庫、作業場用敷地への転用申請になっております。順位1番につきましては農用地区域外の市街地内の農地でありまして、市街化傾向の度合に加えて、下水道や高速道路の出入口といった公共施設の整備状況が農地法に定める程度に達していますことから、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。また、農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

ないようですので、採決します。

議第20号「農地法第4条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成ですので、議第20号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

議決が終わりましたので、関係委員の入室を許可します。

(渡辺裕之委員、入室)

木村議長 関係委員に申し上げます。議第20号は原案のとおり決定したことを報告します。

木村議長 次に、議第21号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

初めに、寒河江・南部地区、佐藤委員、お願いします。佐藤委員。

佐藤委員 はい、議長。9番、佐藤です。

(議案書順位17番、19番朗読)

17番、19番につきましては、5月14日、土屋委員、小野推進委員と現地を確認してまいりました。

17番は新山町の住宅地にある土地であり、周辺農地には影響はないと見てまいりました。

また、19番につきましては、場所はバイパス沿いの東邦ボデーと、あと奥のサガエゴルフクラブとの間の土地であり、計画どおりであれば周辺農地に影響はないと見てまいりました。また、地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長 ありがとうございます。

続いて、柴橋地区、大泉委員、お願いします。大泉委員。

大泉委員 はい、議長。8番、大泉です。

同じく 9 ページをご覧ください。

(議案書順位 18 番朗読)

この件につきまして、15日、奥山委員と熊坂推進委員で現地を確認してまいりました。場所は金谷部落のほぼ中心にある、昔ですとポン菓子で有名な金谷の[REDACTED]さんの斜め向かいになってある農地であります。住宅と住宅の間に囲まれた農地で、申請どおりであれば何ら問題ないと見てまいりました。地区審査でも異議ございませんでした。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

順位17番は、分譲宅地への転用申請になっております。申請地は都市計画区域内の用途地域にあります農地で、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位18番は、個人の専用住宅用敷地への転用申請になっております。順位18番は、小学校などの公益的施設の整備状況から市街化が農地法に定める程度に達することが見込まれるほか、相当数の街化が認められる区域内にある農地であることから、第2種農地と判断します。第2種農地の場合、通常、宅地、その他への転用は認められておりませんが、農地区分ごとの許可基準を満たすものであり、例外として宅地、その他への転用も認められることから、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

順位19番は、事務所、工場用敷地及びコンテナ・トレーラーハウス置場への転用申請になっております。申請地は都市計画区域内の用途地域に隣接する街区に位置する農地でありまして、街区の面積に占める宅地面積の割合が農地法に定める割合を上回ることから、第3種農地と判断します。第3種農地は原則許可ですので、農地区分と転用目的は問題ないと考えます。

また、いずれも農地転用許可一般基準調査書に基づく調査の結果、不適な事項はなく、問題ないと考えます。

以上です。

木村議長

ありがとうございました。

これ、19番については5,000平米超えるから、来月、常設審議会にかかるよね。

事務局(局長補佐(兼)農地係長)

そうです。おっしゃるとおりです。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員及び事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

意見がないようですので、採決します。

議第21号「農地法第5条第1項の規定による許可申請書の審議について」、原案のとおり決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 全員賛成ですので、議第21号は原案のとおり許可相当として県知事に意見を送付いたします。

木村議長 次に、議第22号「非農地証明願の審議について」、地区担当委員より議案の朗読と現地調査の結果、地区審査結果の報告をお願いします。

白岩地区、眞木委員、お願いします。眞木委員。

眞木委員 はい、議長。13番、眞木です。

(議案書順位5番朗読)

順位5番について、5月16日に木村会長、菊地ひとみ委員、新宮委員と現地確認に行きました。

まず、湯沢についてです。場所は留場の部落から山のほうへ入っていくのですが、車では入っていくことができず、途中まで歩いていきましたが、既に草が生い茂り、上まで行くのが困難であるため、事務局の撮ってきた写真を参考に、そして通作困難も理解できたので、非農地の判断をしました。

峯ヶ脇につきましては、両隣の田が今も営農を行っているため、この農地を非農地と判断できないとしました。地区審査でも異議ありませんでした。

以上です。

木村議長 ありがとうございます。

続いて、農地法に基づく許可要件について事務局から説明をお願いします。事務局。

事務局(局長補佐(兼)農地係長) はい、議長。

この件につきましては、特にございませぬ。

木村議長

ありがとうございました。

これより質疑に入ります。ただいまの地区担当委員、事務局からの説明について、発言のある方は挙手をお願いします。

(発言なし)

木村議長

意見がないようですので、それでは採決します。

これ、採決別々、1件だけ。今、みんなの議案書にはどうなってます。新しい議案書、行っていますか。1つだけ。湯沢だけ入っていますね、非農地証明。

事務局（稲垣主事）

両方入ってます。

木村議長

これ、どう採決すればいいの。これ1つだけ。1つは却下、1つはオーケーということで。

事務局（稲垣主事）

そういう形になります。

木村議長

それでは、採決します。まず、議第22号「非農地証明願の審議について」、順位の5番の中で、白岩の湯沢の件について賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長

全員賛成であります。

次、峯ヶ脇について、先ほど眞木委員より、ここは非農地として認められないという地区担当委員の判断でありまして、これに尊重するというに賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

木村議長 それでいいですか。(「はい」の声あり) その方法でいいですか。分かりました。

 それでは、ただいま決定いたしました。ありがとうございました。

木村議長 以上、本日上程されました議案については全て議決されたところであります。

 以上をもちまして、本日の総会を終了します。

 大変ご苦労さまでした。

閉会 午前9時57分

令和2年5月25日

第5回総会議長 木村 三紀

議事録署名委員 1番委員 相原 稔

議事録署名委員 7番委員 土田 彦雄